

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、御杖村長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和八年五月十九日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（基準点測量）

二 測量の地域 宇陀郡御杖村大字土屋原

三 測量の期間 令和八年一月二十三日から令和九年三月十九日まで